

# 競争的研究資金に関するご質問 に対する回答

平成19年5月17日

経済産業省 産業技術環境局 技術評価調査課

# 1. 評価基準について

- (1) 貴省の所管される競争的研究資金の評価方法・評価基準をお示しいただきたい。
- (2) 評価の運営において客観性・公平性を担保するために行われていることがあればお示しいただきたい。

(1) ⇨ 研究開発の評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月内閣総理大臣決定)及びこれを踏まえ別途定めている「経済産業省技術評価指針」(以下、「技術評価指針」)(参考資料1)に従い、評価を行うことになっている。

⇨ 経済産業省の競争的研究資金については、課題に対する評価を行うとともに、課題を含む制度全体の評価を行っている。課題評価では、制度運営機関において外部有識者による委員会を設置し評価を行い、また、課題評価のあり方を含む制度全体の運営等については、経済産業省において外部有識者で構成される評価検討会を設置し、最終的に産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会において審議をするというプロセスを経ている。以下、質問の内容に鑑み課題の評価について回答する。

⇨ 評価方法は「技術評価指針」に定めるとともに、評価基準については「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」(以下、「標準的評価項目」)(参考資料2)に定めている。

(参考)「技術評価指針」、「標準的評価項目」

(2) URL [http://www.meti.go.jp/policy/tech\\_evaluation/b00/b00000000.html](http://www.meti.go.jp/policy/tech_evaluation/b00/b00000000.html)

⇨ 利害関係のない外部有識者等による評価及び公募要領や評価結果の公表等を行っているため、客観性・公平性は担保されている。

## 2. 研究効率について

- (1) 配分した研究費と達成された成果の関係について検証されているかをお示しいただきたい。  
(2) 上記(1)について検証されている場合はその検証方法についてお示しいただきたい。

(1)

⇒ 配分した研究費に見合った成果が得られているか否かについては、研究の進捗状況及び研究開発計画の妥当性という観点から、課題毎の評価を実施することにより検証している。結果に基づき、課題の中止・縮小・拡大等を実施している。

(2)

⇒ 外部有識者からなる委員会において定期的に課題毎のヒアリング等を行い検証している。

### 3. 審査・評価者の選定について

- (1) 審査・評価者の選定基準・選定方法についてお示しいただきたい。
- (2) 選定の運営において客観性・公平性を担保するために行われていることがあればお示しいただきたい。
- (3) 審査・評価者および採択された研究者について以下の点をお示しいただきたい。
  - ①以下ア.～エ.の割合
    - ア. 旧帝大及び東工大所属者・出身者
    - イ. 私立大学の所属者・出身者
    - ウ. 地方国立大学所属者・出身者(ア.を除く)
    - エ. 公立大学の所属者・出身者
  - ②所属大学における役職の割合(教授、准教授、助手別)
  - ③年齢構成

- (1) 新規採択の公募審査及び評価は、外部有識者等による審査・評価委員会において行われる。審査委員等の選定基準は、
  - ・当該技術分野の専門家であること。
  - ・被評価者に対して中立・公平な所属機関であること。
  - ・当該技術のユーザーとなる機関の専門家であること。等となっている。また、各事業の審査委員等の選定方法は、以下のとおり。  
革新的実用原子力技術開発費補助事業：審査委員会の委員長であるPOが委員を選任。  
地域新生コンソーシアム研究開発事業：当該技術分野に応じて経済産業省の担当課が委員を選任。

### 3. 審査・評価者の選定について

(2) 審査・評価者の選定基準において、被評価者に対して中立・公平な立場であることを求めている。

(3) 「革新的実用原子力技術開発費補助事業」及び「地域新生コンソーシアム研究開発事業」の採択者は民間団体等であるため、個人データの取り扱いが特定が困難。

平成18年度経済産業省において初めて、競争的研究資金に関する制度の評価を実施した、「革新的実用原子力技術開発費補助事業」については以下のとおり。

- ①以下ア～エ. の割合(平成17年度 審査・評価委員 全10名)
- ア. 旧帝大及び東工大所属者 50%(5名)
  - イ. 私立大学の所属者 10%(1名)
  - ウ. 地方国立大学所属者 10%(1名)
  - エ. 公立大学の所属者 0%(0名)
  - その他(民間企業、独法の所属者) 30%(3名)

②審査・評価委員は全て教授。

③審査・評価委員の選任にあたり、年齢に関する資料は要求していないため、特定は困難である。

## 4. 審査・評価における利害関係者の排除について

審査・評価者と被審査・被評価者の間に、

- ① 同じ研究機関に所属している、
  - ② 過去5年間で論文の共著者となっている、
  - ③ 博士号又はポスドク時の指導者、
- という関係がある事例があればお示しいただきたい。



「技術評価指針」において、「採択の際、被評価者と同じ研究開発機関に属する等の専門家は排除する必要があることから、例えば評価事務局はあらかじめ全評価者名を公表し、被評価者に対して申請時に利害関係者の存在を併せて書面にて宣誓することを求める等の措置を講ずる。」としている。なお、審査等に当たり利害関係者が生じる場合には、審査規程等により、評価を辞退するよう運用を徹底している。

具体的には、審査・評価者に利害関係者(同じ研究機関に所属している等)を自己申請させるとともに、経済産業省においてもチェックし、利害関係者を排除している。

## 5. 研究費の用途について

研究費の用途に関するルールについてお示しいただきたい。

⇒補助対象経費の範囲を公募要領において具体的に記載している。  
なお、詳細については、

「平成19年度「革新的実用原子力技術開発費補助事業」ー原子力の基盤技術分野強化プログラムー」  
(参考資料3)

(URL <http://www.enecho.meti.go.jp/info/tender/tenddata/070226a.htm>)

「平成19年度「地域新生コンソーシアム研究開発事業」」  
(参考資料4)

(URL <http://www.meti.go.jp/information/data/c70111aj.html>)

に掲載されている、公募要領をご参照いただきたい。